

平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請要領

三条地域水道用水供給企業団

[申請書類等の受付期間] 平成29年2月1日(水)から平成29年2月28日(火)
(ただし郵送の場合は2月28日の消印まで有効とします。)

[入札参加資格有効期間] 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

[提出書類の様式] 三条地域水道用水供給企業団ホームページからダウンロードできます。
他団体の様式による申請は受理しません。

[提出方法] 持参又は郵送により提出してください。

[提出先] 〒955-0132 新潟県三条市長野1365番地
三条地域水道用水供給企業団 庶務会計係 TEL 0256-47-2201

[提出部数] 1部提出(書類番号順にA4サイズでひも綴りとする。)

[提出書類]

○：必ず提出してください。記入する事項がない場合でも白紙で提出してください。

△：該当がある場合に提出してください。

×：提出する必要はありません。

書類 番号	申請書、申出書及び添付書類	市内 業者 ※1	市外 業者 ※1
1	建設工事入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	○	○
2	年間委任状 ※2	×	△※3
3	営業所(主たる営業所を除く)一覧表 【第2号様式】	×	△
4	技術職員数等に関する書類 【第3号様式】	○	○
5	指定工事の施工実績に関する書類 【第4号様式】	○	○
6	技術職員名簿 【第5号様式】	○	△※4
7	舗装機械の所有状況に関する書類 【第6号様式】	△※5	△※5
8	技術職員数一覧 【第7号様式】	△※6	△※6
9	暴力団等の排除に関する誓約書 【第8号様式】	○	○
10	建設業許可申請書別紙2の写し	×	△※3
11	総合評定値通知書の写し ※7	○	○
12	経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し ※8	○	○
13	雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△※9	△※9
14	適用除外申告書 【第9号様式】	△※10	△※10
15	三条市、加茂市、田上町の納税証明書(未納がない証明) ※11	○※12	○※12
16	法人税又は所得税の納税証明書(未納額のない証明書用) ※11	○※13	○※13
17	消費税及び地方消費税の納税証明書(未納額のない証明書用) ※11	○※13	○※13

[その他]

審査結果郵送用封筒(定形) ※14	○	○
-------------------	---	---

[記載にあたっての注意点]

- ※1 市内業者とは三条市内に主たる営業所を有する建設業者をいい、市外業者とは市内業者以外の建設業者を言います。
- ※2 契約権限等を委任した場合に登録できる業種は、**委任先で建設業許可を受けている業種のみ**とします。また、総合評定値通知書（書類番号11）の完成工事高（平均）が0である業種は登録しません。
委任状の様式は任意ですが、あて先は三条地域水道用水供給企業団企業長としてください。
- ※3 契約締結権限等を営業所等に委任する場合に提出してください。
- ※4 県外業者は提出不要です。
- ※5 「舗装」申請者のみ提出してください。
- ※6 総合評定値通知書の審査基準日の技術職員数が審査記載と異なり、技術職員数の補正を希望する場合のみ提出してください。
- ※7 ① 2部提出し、1部は綴らずに提出してください。
② 審査基準日が平成27年7月31日以降の結果通知書であり、かつ、総合評点値（P）を取得している結果通知であること。又、該当するものが2以上ある場合は最新のものとする。
- ※8 経営事項審査の申請を行った時の、経営規模等評価申請書総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）、技術職員名簿（別紙二）、その他の審査項目（社会性等）（別紙三）及び工事経歴書（様式第2号の2）の写しを提出してください。
- ※9 総合評定通知書（書類番号11）において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況の全てが「有」又は「除外」となっている場合は提出不要です。雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれかが「無」の場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った場合は次の書類を提出してください。当該書類により、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の全てが「加入」の確認ができた場合のみ、資格審査申請を行うことができます。
 - (1) 健康保険又は厚生年金保険が「加入」となった場合は次の書類のいずれかを提出してください。
 - ア 申請時の直近1か月分の領収証書の写し
 - イ 標準報酬決定通知書の写し
 - ウ 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - エ 健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し
 - (2) 雇用保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。
 - ア 申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ウ 雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印があるもの）の事業主控えの写し
- ※10 総合評定値通知書（書類番号11）において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無」となっており、審査基準日以降に加入の適用除外となった場合は、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。当該書類により、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の全てが「未加入」でなくなったことが確認できた場合のみ、資格審査申請を行うことができます。
- ※11 原本の写しも可とします。申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ※12 納税義務がある方のみ提出してください。
(三条市、加茂市、田上町に本店及び営業所等がある場合)
- ※13 個人の場合：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」
法人の場合：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

※14 提出方法（持参、郵送）にかかわらず、宛先を記載し、82円切手を貼り付けたものを1枚提出してください。

なお、郵送申請で申請の受領書が必要な場合は別に1枚追加してください。

※その申請方法及び記載方法は新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を準用しますので、そちらを参照してください。